

1. 会合名	「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」(第7回) 議事要旨
2. 日 時	平成27年3月4日(水)午後3時00分～午後4時20分
3. 議 案	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方について(議論取りまとめ) 2. その他
4. 主な内容	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方について(議論取りまとめ) 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方について、事務局より資料に基づき説明が行われたのち、大要以下のような意見交換が行われた。 (以下、□は委員発言、■又は⇒は事務局発言) □ 顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務(以下「検証業務」という。)への統一が望ましい旨、本ワーキング・グループ(以下「本WG」という。)からの提言とすることには承服しかねる。強い反対意見がある限り、公平性を保つために両論併記とするべきである。 分別管理監査の方法を議論すれば、当然、顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務(以下「合意手続」という。)よりも検証業務の方がよりベターなものであるし、財務諸表監査を受検すればなお望ましいということは誰しも認めるところである。しかし、そのような監査が規模の小さな証券会社にも必要かと言えば、それは少し違うのではないかと感じる。その理由は2つある。第1点目は、合意手続の生い立ちにあると感じている。前回、資料において投資者保護基金が法定化された時の経緯が示されていたが、当初、財務諸表監査が義務付けられたいわゆる第2基金と、財務諸表監査が義務付けられていないいわゆる第1基金と2つあった。その2つが統合するということで、分別管理監査が生まれたと聞いている。つまり、分別管理監査とは2つの基金の統合を目的としてできた産物であり、そもそもの生い立ちを考えると、あえて、規模の小さな証券会社までさらに強化する必要はないと考える。第2点目の理由は、一経営者の肌感覚として、いわゆる分別管理の外部監査は無駄であり、効果がないと感じていることであり、これが一番大きな理由である。証券会社は行政の検査、日証協の監査を受検しており、規模の小さな証券会社においては、この両方の検査・監査で問題がなく、十分安全が担保されていると認識している。昨今、行政の検査を見ていると、以前は重箱の隅をつつくような検査であったが、最近は内部管理態勢をチェックしたり、経営陣のコンプライアンスに対する姿勢をチェックしたり、あるいは、半期に一度くらい経営者に対しヒアリングを行うなど、非常に効果的な検査に変わってきていると感じている。一方、日証協の監査については、前回、限界があると酷評されていたが、実際、現場の人間に聞いてみると、証券会社の肝の部分である分別管理あるいは自己資本規制比率の計算に係る監査は、かなり精度の高い、非常に信頼度の高い監査になっていると聞いており、一定の役割を果たしているのではないかと感じている。そういった二重のチェックで顧客資産の安全が守られている。それを踏ま

えて、先々週、日経新聞の大機小機に本WGのことが出ていたが、「ひとのモノは、ひとのモノ」ということで、そもそもの分別管理義務を果たしているのかというような題材で載っていた。これは間違いなく誰かがリークしたものだと思っている。もし関係者からリークされたのであれば、大変残念である。また、安全が保たれていないというような、この書き振りについて、当局検査と日証協監査で十分担保されているということを日証協が言ったのかどうか、その点が気になっている。

□ この議論の取りまとめ（案）に対しては、反対である。委員としてこの案を自主規制会議に出すことは認められない。これだけ議論が平行線であるのだから、自主規制会議には両論併記で出してもらいたい。

議論の取りまとめにあたり、私が問題点と感じていることを述べさせていだきたい。

- ①信頼性向上WGにおいて結論が出された「外部監査受検勧告制度」が総務委員会で承認されなかった経緯の検証がなされていない（どの程度総務委員会で議論され、委員からどんな意見があったのか）。
- ②丸大証券の事例の経過が検証されていない（検証業務でも防げないと推定される）。
- ③多様な意見がある中で、事務局から検証業務に統一すべきであると言う「たたき台」が示され、一方的に議論が展開されている（議論しても結論ありきで意味がないと、地区別評議会等で意見があった）。
- ④「外部監査受検勧告制度」の実効性を担保する議論がなされていない、また、関連して日証協監査を充実すべきであるという意見も多々あったが、これについても日証協監査のあり方を含めた議論が欠如している（何度も複数の委員から主張されている）。

次に、これまでの議論を基に私の考えをまとめたことを述べさせていただきたい。

- ①「監査とは」という議論がなされ、合意手続は金商法上の監査にあたり、公認会計士の保証は付与されないが、今までかなり有効に機能していることが検証された（よほどの理由がない以上、現解釈と制度を変えるべきではない）。
- ②検証業務に統一しても丸大証券のような事例は防げない可能性が高い。
- ③証券会社の信頼性を失墜させた重大な不祥事や基金を毀損させた大きな破綻はこれまで大手証券が多く、いずれも公認会計士による外部監査を受検している。
- ④当局検査、日証協監査が定期的に実施されており、これに加え公認会計士による監査が毎年行われており、諸外国と比べても監査の頻度と内容は現状でもかなり充実している。
- ⑤日本の証券会社の人的、物的なコンプライアンス費用は高すぎると指摘されている。規模や業態にかかわらずインサイダー取引や高齢者取引と同様

に、一律に規制を課すのは慎重な姿勢が望ましい。

□ 地方証券の一員として、もしかしたら多くの地方証券と考え方が違うのかもしれないとは思っているが、私は、この提言に賛成したい。反対意見は出ているが、議論を積み重ねても見解の相違というか、結論の出ないことではないかと感じている。証券会社に一番大切なのは、そもそもの原点である信頼性の問題ではないかと思っている。証券会社自身が、「当社は」といって発信することは証券会社にとっての都合であるが、それよりも、株主、投資者、地元の人々にどう見られているか、どう思われているかが大切であると考え。そのような視点の方がもっと大事である。当社の例で言うと、当社は10年前から、地元紙やホームページに決算を発表している。業績が良いからというわけではなく、悪いときでも発表している。それは、地元の人々に、当社はきちんとしていると見られたいからである。ディスクローズすることは大事だと感じている。あの会社は業績が悪いけれども信用できると思われることが大切なのではないか。例えば証券会社は、地元の銀行と比べると、歴史的にみて少し信用力に欠けるということがあると思う。だからこそ、ディスクローズし、そういった状況を覆すことが大事なのではないかと考える。信頼性向上のためのコストは払うべきと考える。

□ この議論の取りまとめ（案）であるが、その真意を教えてください。合意手続はやめて検証業務に統一する、しかし、証券業務の実態に即した見直しを行うということは、どういうことを意味しているのか。第2の合意手続を作るイメージなのか。私はこれまで、規模に応じて何種類かやり方があるのではないかと申し上げてきた経緯がある。検証業務には種類があって、中身が変わってくるのかというイメージを持つが、そのあたりはどう理解すればよいのか。

⇒ 検証業務に統一することが前提であり、合意手続の別の方法ということではなく、監査法人が自ら証拠入手を行い自らの判断で意見表明を行うという保証業務である監査に相違はないと思っている。ただし、検証業務に統一するといったときに、例えば株式の取次ぎなど伝統的な業務に限定している会社とデリバティブを含め多様化した業務を行う会社がある中で、公認会計士協会において実務指針が1つしかないのも、そこは証券業務の実態に即した形で、検証業務の監査ではあるものの、その中でどういう見直しができるか、これは金融庁、公認会計士協会とご相談させていただく必要があるが、そういったことが考えられるのではないかとわれ、こういった書き振りにさせていただいている。したがって、合意手続の別のバージョンをまた作るというわけではなく、あくまでも検証業務に統一することである。

□ 検証業務の中で、会社の態様、扱う商品によって手続が累積されていくようなイメージで、それによってコストも増えていくというイメージでよいのか。

⇒ 事務局としては、そのように考えている。前回会合において公認会計士協

会の委員よりお示しいただいた資料によると、Cの高さ、深度については変わらないわけであるが、円柱の広さ、業務範囲が違うことによって、検証業務の実務指針をどこまで細分化できるかは今後の検討ではあるが、業務の規模、業容に応じて今後見直しを行ったうえで、いずれにしても深度ある検証業務に統一するという意味では、同じ質を維持していきたいと考えている。

□ ただいまの質問は、現在の合意手続に新たなレイヤーのものが加わり、それがどんどん累積していくのか、という質問と思われる。検証業務統一化によって発生するコストというのは、次なる業務の分がオンされる形になるということなのかということだと思われる。

□ そのようなコストの部分と、業態・業容によってある程度選択ができるのかということである。統一されると、全てセットされた単一のメニューしかないのか。書いてある文言からはそうではないと読み取れた。中身が細分化されて、業態・業容によって基礎がどんどん追加されるということによいのか。

⇒ 結論から申し上げますと、そういったことができればベストだとは考える。

具体的には、証券会社は規模も業容も様々であり、伝統的な対面での株式営業をしていて、法定帳簿も場合によっては親会社で管理されている地方証券会社も総合的な大手証券と比べてまったく同じ手続ということはないだろうと思われる。したがって、それが積み上げ形式なのか、複数の選択できるメニューができるのか、成果物としてどういう形でまとまるかというのは今後の議論であるが、少なくともそういった会社の規模・業容に応じた手続というのは検討できるのではないかと考えている。

□ 御指摘のとおり、資料で示している図の円の大きさは会社によって違うわけであり、そういう意味では、扱っていない商品に関連する手続きは実施することではなく、業態の範囲の広さによって手続の範囲・量は変わってくるということはあると思う。また、検証業務の場合には、総合的な結論として「適切に分別管理している」という結論を出すまで、一定の水準に到達するまで手続を実施しなければならない。この図でいうとCのところであるが、ここまでのくという意味では一緒に、結論を出せばその結論の水準に違いはない。

□ 日本国内だけで事業を展開している証券会社とグローバルに事業を展開している証券会社とでは、規模も業容もだいぶ違うわけである。専門的であるため、今後の議論に私どもは入っていけないが、私としては合意手続のバージョンアップというイメージを持っており、そして、それが検証業務への統一という中に納まってくるのであれば、この結論には賛成であり、非常に適切なものであると思う。

□ 本WGの主旨は、顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方をどうするかということであるので、そもそも外部監査が有効であるか否かであるとか、不正を防げるのか否かということはテーマになっていない。もしそこからスタートするのであれば、テーマを変えて全く別のWGを開く必要がある。それを経ないで今回の議論を行うことはどうなのかという議論はあるかもしれない

が、あくまでも今回は2つの方法がある中で、信頼性を向上させるという観点からみた場合に、どちらがより妥当なのかというテーマであったと思う。信頼性を向上させるという意味では、当然、世間一般的に監査ということであれば外部監査、場合によっては財務諸表監査も含むものということが一般的な理解であるならば、それに沿って行うというのが信頼性向上には役立つのではないかと従来から考えており、その意見は特には変わっていない。おそらく、個社事情については、本WGでは申し上げることではないとのことであるので、そのあたりに関しては、差し控えさせていただく。

□ この議論の取りまとめ案に反対の意見としては、「なぜ今なのか、これまで適正とされてきた手法なのに」という思いもあるのだと思う。その点については、業界として、このタイミングで統一する必然性があると考え。国を挙げて押し進めているNISAは稼働率が上がらないといった問題はあるにせよ、証券業界が腹を据えて進めていかなくてはならないテーマである。またこの秋に日本郵政グループが上場を予定しているが、国家・国民的なイベントとして多数の新しい投資が増える可能性は高く歓迎すべきものでありこれに向けて業界としてしっかり備えるということは必要と考える。また、「貯蓄から投資へ」という流れは言い換えれば「預金から有価証券へ」、要は預金が補償されるのと同じレベルで有価証券が分別管理されなければならないということであり、これが国民の期待であると思われる。業界としてそう考え、業者目線ではなく顧客目線に置き換えた場合、分別管理監査の手法が2種類あるのは非常に違和感を持つものである。コンプライアンスコストが上がりすぎるという意見があったと思うが、それではコストが理由で2種類あるのか。検証業務がよりベターであるにも関わらず、コストのせいで2つに分かれていると知ったら、顧客は「安いコストでやっている方で取引しましょう」ということになるのだろうか。また、外部監査の結果がどの程度ディスクローズされて、投資者に理解されているのかという疑問もあったかと思うが、逆に言えば、合意手続で問題が生じた時に、初めてその会社が合意手続であると知られるわけであり、むしろ2つのスタンダードがあるのは問題ではないかと考える。当局検査や日証協監査が高度化しているという意見や、コンプライアンスが厳しくなり信頼性が高まっているという意見があったと思うが、顧客が判断できるのは直接接する証券会社の担当者や支店の営業姿勢であり、信頼して取引をしたあと、預けた資産が会社としてどのように管理されているかについては、また別の問題だと思う。したがって、コンプライアンスに関しては当局の目が光っているということであろうが、分別管理に関しては別途監査法人がきちんと検証業務で見ているという、2つの目があって然るべきなのではないかと考える。

□ 他業態、諸外国と比較しても、顧客資産の監査というのは少なくとも行うべきであると考え、この議論の取りまとめ（案）には賛成である。

□ 議論の取りまとめ（案）の内容を支持したい。また、証券業務の実態に即した見直しを行った上で検証業務に統一するという方向について、さらに議論を一步深めて実現していただきたい。

□ 分別管理監査の方法が2つあるというのは投資者にとってわかりにくいというレベルではなく、制度の建付けとしておかしいわけであり、少なくとも今の時代においては適切ではないと考える。過去の諸事情でそういう形が選択されたということなのだろうが、証券会社の規模、業務の複雑性等は関係なくどちらも選べるというのは、これは検証業務と合意手続の質的な違いが厳然としてあることを考えると、どちらでもよいというのは誰が考えてもおかしい。どちらかに統一すべきであり、当然、よりよい方向、レベルの高い方向に統一していこうというのが基本的な考え方であり、提案には賛成である。ただ、規模・複雑性にかかわらずどちらでもよいということでは、おかしいということから考えると、百歩譲って極めて規模が小さくかつ複雑性も小さいようなところに対しては少し違った扱いを考えるべきである。先ほどもあったように、検証業務の中でレベル観を考えていくというのが一番よいと思われるが、合意手続の延長線上で考えるというのも、そういった極めて限定された証券会社に対してはあり得るのではないかという意見も、論理的にはあり得ると考える。少なくとも両論併記はやめた方がよいと考える。上位会議体で却下されるだけであると思うし、まさにそういった事態になったときに、本WGでの議論はいったい何だったのかということになってしまう。

□ 公認会計士協会の立場としては、もともと合意手続は監査の範疇に入らないということを述べさせていただいている。言葉の問題かもしれないが、合意手続のバージョンアップというものがあるということを前提に考えられてしまうと、誤解を招くと考える。どちらかしかない。合意手続の範囲を広げるとか件数を多くする等したとしても、それは所詮合意手続を超えるものではない。検証業務は保証業務であり、合意手続は保証業務ではない。どちらかを選ぶとなると、それはやはり検証業務ということになるのであろうと考える。

■ 本日御欠席の委員からの御意見を頂戴しているので紹介させていただく。

「検証業務に統一することが望ましい旨を提言することに賛成する。

分別管理監査制度の信頼性を高めるために、留意すべき点として指摘する4点についても異論はない。特に、検証業務の結果を何らかの形で投資者に開示できるよう関係規則等を見直すべきであると提言することは証券業界に対する信頼向上に資するものと確信する。外部からの力によってではなく、業界として自主的に厳格な手続きに統一を図られようとしていることを高く評価したい。

WGでの議論を通じて、コストが最大の課題であると感じた。本件に限らず、コンプライアンスに関するコストは必要経費ではあるが、その増大が会社の経

営を圧迫するようなことがあれば、最終的に顧客に迷惑をかけることになり本末転倒のようにも思う。検証業務への統一化によってコストが膨らむことのないよう、公認会計士協会には手続きの合理化・効率化によってコスト削減をお願いしたい。

最後に、今回のWGに参加させていただき、出席されている証券会社の皆様が顧客からの信頼に応えるための努力を日々惜しまずされていることがよく分かった。」

- 出席委員、また、御意見をいただいた欠席委員を合わせて12名、うち強く反対されているのは2名、中間的な御意見が1名、また、地方証券会社のうち1名については、コストの面は気にかかるものの、顧客目線という点から考えたときにやはり外部監査は重要なのではないかという御意見であり、残りの8名については明確に賛成であるというのが本WGの現状であると認識している。そのような中で、本WGとしての取りまとめをどうするかということであるが、本WGは決定機関というわけではなく、上位機関が審議・決定するにあたっての参考としての提言をする位置づけ、ガバナンスになっている。したがって、本WGの結論に関して上位機関がどう判断するかはわからない。それはポジティブな意味、ネガティブな意味、どちらの意味でもわからない。

両論併記というのは実際には難しいと思われるが、本文の提言の中に、本WGで寄せられた主な御意見として5つ記載していることで御理解いただきたい。

現在の様々な状況から私なりに感じ取り、推定することであるが、今ここで自主規制として検証業務への統一という結論を出した方がよいのではないかと考える。

両論併記するまでの議論の拮抗はないと考えており、それは難しいが、書き振りについては、可能な限りで修正等できると思うので、御意見等あれば、事務局にお寄せいただければと思う。

- 取りまとめ（案）の本文に様々な意見を取り込んでいただいたのはありがたいと思っている。ただ、「統一することが望ましい」と本WGとして提言してしまうと、今までの様々なWGを考えると、余程のことがない限り、実質的にはそういう方向に流れるという経験則がある。両論併記にしないと、議論の結果、本WGの総意としてこの結論に達したというような印象を与えてしまうと考え。あやふやなものが一番よくないと考えており、反対の旨、記名していただいてかまわない。

- 少数の強い反対意見があることも事実ではあるので、そこをどういう形で、取りまとめに盛り込み、上位機関の委員に対し、「方向性は打ち出したけれども、根強い反対意見がある」ということをどういうふうに入れ込めるのかということであると思う。本日御提示させていただいた資料では、かなり配慮している

	つもりであったが、さらにこういう書き振りにした方がよいという御意見があれば、事務局にお寄せいただければと思う。 2. その他 特に意見等はなかった。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）